



# 長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

～平成25年8月12日発行～

## 「イクメン企業アワード」を創設しました！

厚生労働省では、働きながら安心して子どもを産み育てることができる労働環境の整備を推進するため、男性の育児参加を積極的に促進しつつ、業務改善を図る企業を表彰します。

表彰企業の取組内容はホームページ等で掲載し、他企業のロールモデルとして普及させていくことにより、企業における働き方を改革し、育児と仕事の両立を推進します。

男性の育児参加の促進は、育児に参画したいという男性の希望の実現のみならず、配偶者である女性の継続就業や出産意欲への影響という点で重要です。また、企業にとっても、男性労働者の育児休業の取得や育児短時間勤務の利用を契機に、職場内での業務の改善や働き方の見直しが行われ、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現による心身の健康の確保や労働時間の短縮によるコスト削減の実現が期待されます！

### 【応募対象】

- ・次世代法に基づく労働局長の認定(くるみん)を取っている企業
- ・認定を取っていない企業においては、育児のために休暇を取得した男性従業員が1人以上いること、一般事業主行動計画を策定していること及び育児・介護休業法などの関係法令に違反する重大な事実がないこと。

### 【応募期間】

平成25年7月16日(火)～9月6日(金)

### 【受賞企業の発表】

平成25年10月1日(火)

### 【応募方法】

応募書類をイクメンプロジェクトHPからダウンロードの上、下記応募書類送付先に電子メール又は郵送にてご提出ください。また、参考資料がある場合は、添付してください。

イクメンプロジェクトHP → <http://ikumen-project.jp>

応募書類送付先 →

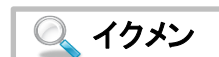
厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 担当: 太田  
メール: ikumen-award@mhlw.go.jp  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館  
TEL: 03-5253-1111 (内線 7867)

### 【取組み事例】

- ◎短時間勤務制度の活用を推進した結果、会議時間の短縮により残業時間が減少し、男性従業員が子どもと一緒に夕飯を食べて、お風呂に入れる時間に帰宅することができるようになった。
- ◎パパママランチ会や専用SNSを設けて、育児と仕事の両立のためのコツなどを情報提供したところ、男性従業員は、業務の効率化を図って、子どものお弁当作りや学校行事への参加などの育児を積極的に行うようになった。

お問合せ

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課  
電話: 03-5253-1111 (内線7867)  
イクメンプロジェクト事務局  
電話: 03-6823-5831



検索

## いきいきと働く女性が企業の宝！ポジティブ・アクションのご紹介！

ポジティブ・アクションとは、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんどいない」、「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等、性別による仕事上の格差が生じている場合に、この差を解消しようと個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組のことです。

職場における男女間格差の実態を把握し、女性の活躍推進や格差解消に向けて、労使でポジティブ・アクションに取り組みましょう！

### ポジティブ・アクションのメリットは様々！

幅広い  
質の高い  
労働力の確保

女性労働者の  
意欲の向上

女性の活躍が  
周囲の男性に  
刺激を与え  
生産性を向上

多様な人材  
による新しい  
価値の創造

企業イメージの  
向上

#### ■ポジティブ・アクションに取り組む企業の方へ

厚生労働省のポジティブ・アクションに関する各種施策について掲載しています。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kovou\\_roudou/kovoukintou/seisaku04/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kovou_roudou/kovoukintou/seisaku04/index.html)

#### ■ポジティブ・アクション情報ポータルサイト

ポジティブ・アクションに関する総合的な情報を提供しています。

<http://www.positiveaction.jp/>

#### ○女性の活躍推進宣言コーナー

経営トップが自社の助成活躍推進について宣言し、女性が活躍する魅力ある会社であることをアピールしています。

<http://www.positiveaction.jp/declaration/index.html>

#### ○ポジティブ・アクション応援サイト

実際にポジティブ・アクションに取り組んでいる企業の事例を、業種や規模別に実名で紹介しています。

<http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>

#### ■ポジティブ・アクションメッセージ集(企業向けメッセージ集、女性社員向けヒント集)

ポジティブ・アクションに取組み、成果を上げている企業のトップや、企業の中で活躍している女性たちのメッセージを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kovoukintou/2012/03/30-01.html>

ポジティブ・アクションに関するお問合せは長崎労働局雇用均等室(801-0050)へ！

## 働く方のトラブル解決！休日相談のご案内！

県の労働委員会では、働く方と会社との紛争解決のためにあっせんを行っており、その周知・広報のため、10月を「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間』として、県の労働相談情報センターと連携して、「休日相談」を実施します。

当日は、労働相談のほか、あっせん制度の説明も行いますので、お気軽にお越しください。

○日 時：平成25年10月5日(土)、6日(日)、19日(土)、20日(日)  
午前9時30分～午後4時30分（受付時間）

○場 所：長崎労働相談情報センター  
長崎市桜町9-6(長崎県勤労福祉会館1階)  
フリーダイヤル 0120-783-258(携帯可)  
※電話相談も受け付けています。

○費 用：相談・あっせんとも無料

○問合せ：長崎県労働委員会事務局（TEL 095-822-2398）



## 最低賃金 ワン・ストップ無料相談のご案内！

最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。最低賃金引上げに対応して賃金の引上げを行うには生産方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱える様々な経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場を全国各地に設けています。

### ご相談の一例

#### 経営に関する相談の例

- ① 販路開拓
- ② 新規事業
- ③ 技術指導
- ④ 資金調達
- ⑤ マーケティング
- ⑥ IT活用による経営力強化
- ⑦ 支援制度のご案内など

#### 労務管理に関する相談の例

- ① 賃金・退職金・労働時間制度の見直し
- ② 就業規則(賃金規定等)の改正
- ③ 高齢者雇用
- ④ 人材育成
- ⑤ 労働安全衛生対策
- ⑥ 業務改善助成金などの厚生省関係支援制度などのご案内

### 専門家の派遣

中小企業事業主の皆様から、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センター、経済産業局等から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な問題解決手法を提案します。

#### ワン・ストップ無料相談の窓口はこちら

**長崎県最低賃金総合相談支援センター**  
〒850-0027 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B  
長崎県社会保険労務士会内  
TEL:095-821-4454

#### お問合せ先

**長崎労働局労働基準部賃金室**  
〒850-0033 長崎市万才町7-1  
住友生命長崎ビル6階  
TEL:095-801-0033